奈良県中央こども家庭相談センター一時保護所 第三者評価結果報告

① 第三者評価機関名 特定非営利活動法人 ふくてっく

全社協 社会的養護関係施設評価機関 2901-001-02

表記番号 大阪府 大阪府福祉サービス第三者評価機関 270003

兵庫県 兵庫県福祉サービス第三者評価機関 HF20-1-0005 奈良県 奈良県福祉サービス第三者評価機関 NRHK0401

② 評価調査者研修修了番号

全社協SK2021201全社協SK18232大阪府0501B093大阪府1201C029

③ 一時保護所の概要

名 称 奈良県中央こども家庭相談センター一時保護所

施設長氏名 所長 村中 幸雄

保護課長 大垣 昌代

※本評価における「管理者」は保護課長を指す

定 員 20名 男児学童7名、女児学童7名、幼児6名

所在地 奈良県奈良市紀寺町833

TEL 0742-26-3788 施設の概要 開設年月日 昭和23年6月1日

設置主体 奈良県

一時保護所職員数

常勤職員 13名

非常勤職員 7名

有資格職員等の名称・人数

社会福祉士3名精神保健福祉士2名保育士2名認定心理士1名調理士4名教員免許5名

④ 理念・基本方針

児童福祉法第12条に基づき、市町村と協働・連携・役割分担を図り、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どものの置かれた環境の状況等を捉え、援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日) 2023年4月17日

評価確定日 2023年11月9日

前回の受審時期(評価確定年度) ー

⑥ 総 評

【特に優れた点】

タイトル	内容
子どもの意見の 尊重・エンパワ メント	子どもの意向調査によれば、子どもの多くは職員がよく話を聴いてくれ、 保護所での生活は「よかった」「大切にされている」と好評価していま す。アドボカシー制度も導入しており、子どもたちからの意見・要望・苦 情は速やかに所長に報告され、検討結果が子どもたちにフィードバックさ れています。自己肯定感やコミュニケーション能力が低い子どもにグルー プワークや様々な作業課題を通して自己表現の方法を学ばせています。
緊急保護の対応	緊急保護に係る取組の多くはセンターのCW(ケースワーカー)が担っており、保護課の所管ではありませんが、保護決定後は一定期間、静養室で落ち着かせながら健康状態を観察するなど、適切な対応をしています。
おいしい食事の 提供と設え	提供される食事は美味しく、子どもたちにも好評です。 食堂は明るく、窓の景色も開放的で、陶磁器風の食器などを使用し、家庭 的な雰囲気を醸しています。
安心な睡眠環境	精神的不安定により、寝付きにくい子どもやうなされる子どももいますが、職員は見回りにより就寝を確認しているなど、子どもたちが安心して 睡眠をとれるように努めています。
無断外出の対応	職員は、日頃から子どもたちの生活等の様子を把握し、無断外出が予測される状況の際には、職員間で細心の注意を払い対応しています。施設は電子ロックシステムを導入しており、無断外出の発生はおさえられています。万一、無断外出が発生した場合の職員の対応や関係機関との連携、帰還後の対応、他児の動揺の緩和などについて、「緊急時対応マニュアル」に手順を定めて、適切に対応しています。
子どもの所持物 の取り扱い (保管と返還)	眼鏡など、保護所での生活に必要なものを除いて、子どもの所持物は着衣を含め、全て保護所で預ります。私物の取扱いはルールに従い、リスト化し、子どもの確認を得て安全に施錠保管され、退所時にはCWも立ち合いの上、子どもの福祉を害するものを除いて返還されます。

タイトル	内容
被虐待児童の虐 待防止	職員による被虐待児童に対する虐待事象の発生はありませんが、職員が関連する研修を受ける機会が十分ではありません。万一、虐待や不適切な対応が発生した場合の対応基準の策定や、防止のための研修受講の充実など、組織としての体制整備とその徹底が求められます。
職場環境の改善 職員の専門性向 上および意識共 有の取り組み	職員は希望により休暇の取得もできていますが、泊まり勤務が多く、また 就業中の休憩をとることも難しく、心理的に余裕がない状態です。 職員の専門性向上を図る研修の計画性が十分とは言えず、また前述のよう な勤務事情のため、積極的な受講を妨げています。 職員一人ひとりの資質の向上は勿論、管理職などその職責に応じたスキル アップを図ることは、職場環境の改善にも欠かせません。また、シフト勤 務のすれ違いを補って、職員間の意識共有を図る仕組みの構築も求められ ます。
事業計画の策定	子どもの入所期間が短く、単年度の事業計画の策定目標が設定しにくいということはありますが、対象を特定しない子どもの養育・支援の質や、それを生み出すための職員の資質や就労環境等々の改善課題は多岐にわたり、これらに計画的に取組んで行くためには、明確な目標設定と年度単位の計画策定が求められます。
衣服の提供	入退所のスパンが短い保護所においては、広い年齢層や特性の違いに応じて、子ども一人ひとりに十分な衣類を提供することは困難ですが、清潔で季節や子どもの好みにあった衣類提供が求められます。「子どもの尊厳」を守る大切な取組として、予算化等の見直しを期待します。
未就学児の保育 環境	未就学児の保護定員を6名としていますが、これに見合うハード・ソフトの体制が十分ではなく、少数の幼児受入れに留まっています。養護と教育の一貫した保育体制の確立を期待します。
標準的実施方法の作成と活用	保護所としての機能を向上するためには、養育・支援の属人化を解消する「標準化」が欠かせません。マニュアルは作成されていますが、オーソライズされておらず機能していません。標準化すべき業務を精査して職員間の共通理解とすることを期待します。

PDCAサイクル の定着

保護所機能の向上を図るためには、まず現況の自己評価に取組むことが求められます。これは人事考課に伴う、職員個々の自己評価ではありません。養育・支援の振り返りに始まり、組織としてのあり方を問うものです。今回の第三者評価受審を契機として組織的な自己評価の実施と、抽出された課題を組織的に改善していく取組みが定着することを期待します。

アセスメントに 基づく支援方法 の決定への参画

総合的なアセスメントの実施と、これに基づく支援方針の決定は、専らセンターのCWが担っています。しかしながら、保護期間中に職員が観察等により把握する特性や変化もあるはずです。支援の適切な見直しに、保護所とセンターの連携が欠かせませんが、ここでも特定の子どもを担当する職員対担当CWといった属人的連携ではなく、課と課の、組織としての連携であるべきです。その意味で、管理職である課長、指導職である係長、調整員の役割を明確にすることが求められます。

それは、支援の標準化といった視点でも重要です。

利用者調査の結果

調査の概要

① 調査対象者 一時保護されている8才~17才の児童

② 調査対象者数 有効回答数28票

③ 調査方法 2023年6~9月にアンケート実施 (無記名回収)

自記式質問紙留置法による

④ 利用者への聴き取り等の結果 (概要)

【職員とのコミュニケーション】

- ■入所時にケースワーカーから、入所理由の説明があったのは87%ですが、入所期間の見通しや、一時保護所がどんな所かの説明は、ともに73%です。中での生活がよく分からないまま入って来る子もいるようなので、一時保護所側での説明が大切になります。
- ■一時保護所職員やケースワーカーで話をよく聞いてくれる人がいると、80%の児童が回答しています。実際、一時保護所職員にこれまでのことや今後の希望を聞いてもらえたのは67%、一時保護所職員に大切にされていると感じることがあるとする回答は60%です。女子(高校生が中心)の多くは肯定的ですが、男子(中学生中心)では半数が否定的です。

【自由時間・学習・課外活動】

■自由時間が多いと感じる割合は90%で、93%が自由時間で楽しいことがあると回答しています。集団での卓球やゲーム、居室でのDVDや読書など、色々楽しいことがあるようです。 学習については、80%が「易しい」「やや易しい」と答えています。

【食事・食事時間】

■食事については60%が「おいしい」と答えており、「まあおいしい」と合わせると87%が 肯定的です。しかし、食事時間の楽しさについては落差があり、男子の40%が「楽しくな い」と言いきっています。

【一時保護所での生活全般】

- ■一時保護所での生活で嫌なことや困っていることが「ある」とするのは33%で、男子(中学生中心)で多くなっています。内容は、ルールの厳しさ、隔離される辛さ、子どもどうしの関係など雑多です。不安や困ったことを一時保護所職員に相談できた割合は47%、相談できなかった割合は13%です。男子(中学生中心)では半数が「相談することがなかった」と回答しています。
- ■逆にうれしかったことがあるとするのは、男女とも67%です。

ゲームなど日常的な楽しみ以外に、話を聞いてくれる、優しく接してくれるなどの内容が挙 がっています。

■一時保護所での生活全体に対しては、「まあよかった」とする回答が多く、80%が肯定的です。もっとこうしてほしい、という注文にはたくさんの記述が寄せられ、言いたいことを遠慮なく言える空気があるように感じられました。